

佐賀県告示第二百二十一号

佐賀県木材業者及び製材業者登録条例(昭和二十七年佐賀県条例第五十二号)第七条第二項の規定により、平成二十一年度木材業者の登録事項を次のとおり変更した。

平成二十一年五月二十二日

佐賀県知事

古

川

康

木材業者

登録 番号	登録 年月日	所在地		名称	代表者氏名
佐木佐 第10号	平成21年 5月13日	変更前	佐賀市大和町大字川上2878番地 1	東部林業事業協同組合	代表理事 栗原 大次郎
		変更後	〃	東部林業株式会社	代表取締役 栗原 大次郎